

問題1. 外為法第1条では、「この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」と規定している。下線部分は正しい。

問題2. 「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令」(貨物等省令)は、経済産業省令である。

問題3. 中華人民共和国は、輸出令別表第3の地域(グループA)なので、キャッチオール規制の対象外である。

問題4. 外為令別表の3の項に関連する技術について英訳をする場合、国際輸出管理レジームの1つであるオーストラリア・グループのサイトを参考にするとよい。

問題5. 輸出しようとする貨物が、輸出令別表第1の1の項の規制対象となっている武器等に該当するか否かについて疑義がある場合は、経済産業省に相談することができる。

問題6. 他社から購入した貨物を輸出する際、入手した該非判定書が誤っていたため、無許可輸出した場合の外為法上の責任は輸出者にある。

問題7. 技術の該非判定を行う場合は、①輸出令別表第1、②貨物等省令、③役務通達の3つをチェックする必要がある。

問題8. 東京にあるメーカーXは、都内にあるY国大使館に外為令別表の9の項に該当する暗号プログラムを(1セット)納品する予定である。この場合、メーカーXは、役務取引許可は不要である。

問題9. 輸出令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物とは、輸出令別表第1の1の項に該当しない貨物という意味である。

- 問題 10. 東京にある貿易会社Xは、いずれも告示貨物ではない輸出令別表第1の7の項(1)に該当する集積回路 α (価額90万円) と輸出令別表第1の7の項(9)に該当するサンプリングオシロスコープ β (価額80万円) を家電製造用に台湾にあるメーカーYに輸出する契約を結んだ。これらの貨物を輸出する場合、少額特例が適用できるので輸出許可は不要である。
- 問題 11. 本邦にあるメーカーXは、1年前に英国から輸入した測定装置(輸出令別表第1の2の項該当) が故障したので、修理のために英国のメーカーYに来週、輸出する予定である。この場合、無償告示第一号1の規定により輸出許可は不要である。
- 問題 12. 沖縄にあるX市では、米国にあるY市と姉妹都市の契約を締結した。その記念として、X市は、輸出令別表第1の9の項(1)に該当する防災無線の設備一式(総価額150万円) を寄贈する予定である。この場合、X市は、地方公共団体なので、輸出許可は不要である。
- 問題 13. 東京にあるロボットメーカーは、ドイツで行われる展示会に輸出令別表第1の6の項(7)に該当するロボット(総価額500万円) を出品し、展示会終了後に日本へ持ち帰る予定である。この場合、輸出許可は不要である。
- 問題 14. 役務通達では、「技術とは、(A) の設計、製造又は使用に必要な特定の情報をいい、技術データ又は技術支援の形態により提供される。」と規定されている。(A) には、「貨物」が入る。
- 問題 15. 大阪にあるメーカーに勤務するアメリカ人Xは、来日してまだ1ヶ月であるが「外国為替法令の解釈及び運用について」という通達により、居住者として取り扱われる。下線部分は正しい。
- 問題 16. 東京にあるメーカーが輸出令別表第1の1から15までの項に該当しない貨物の設計図面を外国にあるメーカーに提供する場合、当該設計図面は、外為令別表の1から15までの項に該当することはないので、常に役務取引許可は不要である。
- 問題 17. 海外出張時に携帯するパソコンにリスト規制該当のソフトがインストールされていても、自己使用目的であれば、役務取引許可は不要である。

問題 18. 外為令別表の 9 の項 (1) に該当する暗号通信ソフトは、外為令別表の 16 の項にも該当する。

問題 19. キャッチオール規制における需要者の確認は、輸出先が企業の場合は、法人単位で行う。

問題 20. 本邦にあるメーカー X が、輸出令別表第 1 の 16 の項に該当する集積回路をロシアのメーカー Y に輸出する際、用途は「航続距離が 300 キロメートルを超えるドローン」の製造に使用すると連絡を受けた。この場合、メーカー X は、大量破壊兵器キャッチオール規制に基づく輸出許可申請が必要である。

問題 21. 経済産業大臣は、外為法第 48 条第 1 項に違反した者に、行政制裁を科すことができる。

問題 22. 東京にある貿易会社 X は、輸出令別表第 1 の 1 の項に該当するセンサー α をアメリカにあるメーカー Y より購入し、フランスにあるメーカー Z に売却するが、当該センサー α は、メーカー Y からメーカー Z に直接輸出される場合、仲介貿易取引許可は不要である。

問題 23. 外為法等遵守事項では、「関係法令に違反したとき又は違反したおそれがあるときは、速やかに経済産業大臣に報告し、その再発防止のために必要な措置を講ずること（必要に応じ関係者に厳正な処分を行うことを含む。）」を求めている。下線部分は正しい。

問題 24. 東京にあるメーカー X は、来月から継続的に輸出令別表第 1 の 7 の項 (1) に該当する集積回路（総価額 150 万円）を台湾にあるメーカー Y に輸出する予定である。この場合、メーカー X は、一般包括輸出・役務（使用に係るプログラム）取引許可を取得するとよい。

問題 25. 外為法等遵守事項では、該非判定に関して手続を明確にし、実施することが求められている。

2021年度

安全保障輸出管理実務能力認定試験(第51回)

(STC Associate)試験問題

※問題文中で使用される略称・用語について

外為法	外国為替及び外国貿易法
輸出令	輸出貿易管理令
外為令	外国為替令
貨物等省令	輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令
遵守基準省令	輸出者等遵守基準を定める省令
無償告示	輸出貿易管理令第4条第1項第二号のホ及びへの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物
少額特例	輸出貿易管理令第4条第1項第四号で規定されている特例
運用通達	輸出貿易管理令の運用について
役務通達	外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について
外為法等遵守事項	「輸出管理内部規程の届出等について」の(別紙1)に記載されている。
輸出令別表第3の地域(グループA)	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国
リスト規制該当貨物(技術)	輸出令別表第1(外為令別表)の1から15の項までに該当する貨物(技術)をいう。
告示貨物	輸出貿易管理令別表第3の3の規定により経済産業大臣が定める貨物